



2005.2.1
(平成17年)

さくら

市議会だより

発行 佐倉市議会 編集 議会報編集委員会 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 TEL 484-6177 FAX 486-2508

第7回 中学生議会 開催



11月12日(金)、中学生議会が佐倉市議会本会議場で開催され、市内11校の中学校の生徒たちが議長、副議長、議員となり、議会の役割や地方行政の仕組みについて学習しました。

12月定例会

一般会計補正予算案を賛成多数で修正可決

佐倉市振興協会に対する20億円の損失補償を

平成17年度を期限とし承認、併せて附帯決議案を賛成多数で可決

12月定例会は12月1日から20日までの20日間にわたり開かれました。今定例会では、「平成16年度佐倉市一般会計補正予算」など議案28件が提出され、議案第2号を除き、原案のとおり承認・可決・同意しました。議案第2号については、佐倉市振興協会への損失補償額の追加は認めないとする修正動議が提出されるなど、活発な質疑・討論が交わされ修正可決しました。
 請願・陳情については「酒々井町との合併について佐倉市民による住民投票の実施を求める請願」など4件(うち継続審査1件)、議員発議については「北方領土早期返還の実現を求める意見書」など8件を提出し審議しました。

先進事例に学ぶ

総務常任委員会



「市町村合併への取り組みについて」説明を受ける(久留米市議会会議室)

①福岡県久留米市では、「市町村合併」について視察。

経済環境常任委員会



国内で初めてダイオキシンの無害化に成功(ダイオキシン類無害化処理施設)

- ①大分県豊後高田市では、「昭和の町」について視察。
- ②熊本県熊本市では、「リサイクル情報プラザ」の運営について視察。
- ③鹿児島県川辺郡川辺町では、「ダイオキシン無害化プロジェクト」について視察。

建設常任委員会



「坂の上の雲」を軸とした21世紀のまちづくりについて視察(松山市役所)

- ①広島県三原市では、「バリアフリーの公園整備」について視察。
- ②愛媛県松山市では、「観光資源と一体化したまちづくり」について視察。
- ③香川県高松市では、「水循環健全化計画」について視察。

文教福祉常任委員会



高齢者の健康づくりを実践するための支援事業を実施(総合福祉センター「あすてらす」)

- ①福岡県小郡市では、「高齢者の寝たきり予防対策」について視察。
- ②福岡県太宰府市では、「学校空き教室の地域開放」について視察。
- ③長崎県諫早市では、「地域福祉計画」について視察。

財団法人 佐倉市振興協会に対する損失補償に関する決議

昭和三十六年に設立された財団法人佐倉市振興協会は、主たる事業として公有地となるべき土地を先行取得し、佐倉市が適当な時期に再取得することで経費を安く抑え複雑な土地の権利関係を調整するなど、佐倉市政発展の中で多大な役割を果たしてきた。

また、行政施策の一環として、公共事業用地の買取をはじめ内陸工業団地や住宅団地用地の造成・販売を通じて、佐倉市の秩序ある発展に協力し住民の生活安定と社会福祉の増進に寄与してきた。しかし、土地需要の減退から土地価格の下落が続く現在の経済状況では、公共事業用地の先行取得の意義は薄れ、それに伴い協会もその存在価値が減少し、経営状況は極めて深刻な状況にある。

地方公共団体の予算単年度主義あるいは起債制限の拘束を受けることなく、弾力的かつ機動的な資金調達及び土地取得が可能である反面、土地の先行取得についての議会のチェック機能が及びにくく、結果として佐倉市の財政を圧迫するようになってきたものである。

佐倉市長には、損失補償している出資法人に対して、その経営状況を常に把握しその経営の適正化を期するために調査権が付与されているが、金融機関の対応次第では破綻に瀕するという現状に至るまで、議会に対して報告が無かったことは誠に遺憾でありその責任は重いものがある。

よって、佐倉市議会は、佐倉市長に対し、次の事項を求める。

一、財団法人佐倉市振興協会は、負債の整理・債務の返済に全力を挙げて取り組むとともに、その過程において融資元の金融機関等に自分の負担を求めつつ市民の負担を最小限にするための方策を模索し、喫緊の課題として清算に取り組み平成十七年度末までに完了すること。ただし、清算後の残余財産は佐倉市が引き継ぐこととする。

二、財団法人佐倉市振興協会による金融機関との協議・交渉の結果として、効果的な「清算事業計画」が策定されるまで、債務負担行為に基づく損失補償は一切認めない。損失補償を与える際には、議会(全員協議会等)の承認を得ること。

三、市長は、四半期毎に負債の整理・債務の返済状況等「清算事業計画」の進捗状況を議会(全員協議会等)に報告し説明すること。

平成十六年十二月二十日 佐倉市議会

市政に関する 一般質問

一般質問とは、議員が議案に関係なく、市政全般にわたり質問することをいいます。12月定例会では、8日、9日、10日、13日の4日間にわたり、一般質問が行われ、市政に対し活発な議論が展開されましたので、その一部を掲載します。

詳細については、市役所2階市政資料室・市内各図書館にて会議録(2月下旬発行予定)の閲覧、または、佐倉市ホームページより会議録検索システム(3月配信予定)をご覧ください。

代表質問

財佐倉市振興協会について

①市の財政状況が厳しい中であって、(財)佐倉市振興協会に対する損失補償額を14億円も増額しようとしているが、一体どういう事情があったのか。また何故この時期なのか。②金融機関から融資を受けている根本的な原因は、岩富地域にある約21.5ヘクタールの土地購入によるものであるが、開発も凍結状態となっており。今後何年を目途に売却を計画しているのか。その進捗状況については清算もやむなしと思うがどうか。③振興協会の財務状況に

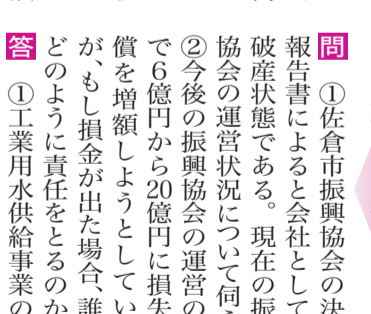
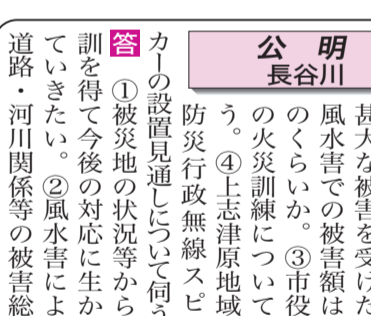
ついては、工業系民間会社の撤退に伴う工業用水販売事業の低迷等による収入減、第三工業団地に隣接する岩富開発用地の開発凍結状態など厳しい経営状況の中、借入金に対する金融機関から大変厳しい見解が示され、市の損失補償額を引き上げてもらうよう迫られている状況である。②売却計画については、振興協会が9月に策定した「5ヶ年計画」により、平成20年度までに全体の半分を売却する計画になっている。清算については、土地の売却の進捗状況を勘案しながら判断していく。

特に調整手当や退職時の特別昇給制度について何う。④職員数の削減、給与の見直しを行ってきたが、さらに調整手当の引き下げについても協議を進めている。退職時の特別昇給制度については、17年1月1日付で制度を廃止することにした。

①新潟県中越地震は、多くの死傷者や避難住民をだす大惨事であった。市長は、今回の地震をどのように感じているのか。②平成16年、日本列島は風水害に見舞われ、佐倉市も甚大な被害を受けた。風水害での被害額はどのくらいか。③市役所の防災訓練について何う。④上志津原地域の防災行政無線スピーカーの設置見直しについて何う。

①被災地の状況等から教訓を得て今後の対応に生かしていきたい。②風水害による道路・河川関係等の被害総額は約8,000万円となっている。③一応の成果があったと受けとめているが、反省点を踏まえ、今後さらなる防災意識の高揚に努めていきたい。④設置の優先順位は高いと判断しているが、他のシステム導入についても検討している。

迷による収入減や、通称岩富開発用地の開発が凍結状態となっていることなどから、厳しい経営状況となっている。②法人登記上の役員になると判断しているが、今後の処理のあり方を見極めていく中で、最終的な責任の所在について判断していきたい。



市長の政治姿勢について

①イラクの自衛隊派遣については、サマワが爆撃を受けたことで明らかのように特措法違反であり憲法に違反する。アメリカの追随と多国籍軍参加で邦人が犠牲になる。イラクの多くの民間人も犠牲になり、劣化ウラン弾の被害も甚大である。武力では平和が構築できないことは明らかである。自衛隊はすぐ撤退すべきだが市長の考えを伺う。また、佐倉市がジュネーブ条約追加第一議定書に無防備地域自治体宣言をすることにしているか。どのように考えるか。

②性同一性障がいの方には配慮し、役所内の申請書等の性別記載を見直す必要はないか。性同一性障がい者の特例法制定後、取り組んだことは何かあるか。今後啓発はどのようにしていくか。

③市内に200種類ほどある申請書等書類の性別記載に関しては現在把握していないが、これから調査を進める。選挙管理委員会では選挙時の入場券の性別欄を削除した。啓発については職員が正しい認識を持つようになり、人権に配慮した取り組みをさらに進める。

④酒々井町との合併について①合併特例債の適用期限である平成十七年三月末を目標に合併ありきの姿勢で協議を進めているが何故急ぐのか。②合併特例債は借金となり、既に合併した市の例では「地方交付税等の削減策により事業が計画通りにできない」として必ずしも利点ではない事を示しているがどう捉えるか。③佐倉市も不交付団体となることをご想像されるが合併後の予測をどう捉えるか。

⑤「三位一体の改革」の市民への影響について「三位一体の改革」では、地方への財源の削減と市民への負担増がもたらされておられ、定率減税の廃止や消費税の増税も取りざたされている。市民への影響について何う。市国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」の全体像は、国税である所得税の減税と、地方税である個人住民税の増税という形で税源移譲を行うことになっている。また、生活保護、児童扶養手当の削減は平成17年の秋までに結論を得て平成18年度から実施することになっている。

⑥合併協議への市民の意向の反映は如何に①佐倉市・酒々井町合併協議会に住民の意識をどのように反映したのか。②自治意識の高まりや市民の意識の変化の認識を問う。

⑦地方の時代における国・県との関係について①国・県との関係は指導、支援を受ける上部団体からそれぞれ専門性を持つパートナーシップという関係に変化してきている。市、県、国でできることは異なるためさらに積極的に県、国の情報を集め佐倉市の活性化のために必要だと思ふものには市民を巻き込んだ誘致活動をする必要はないか。②今後の対応方針は。③佐倉市のあるべき方向として最近では陳情活動等は行われていないが、印旛沼の治水事業が凍結されている状況に対しては、これを解除し国でも取り組むよう要望活動は今後も必要であろうと考える。

⑧大規模災害対策について①長期にわたる避難生活を想定した災害対策について。②寝袋等のアウトドア用品を防災備蓄として整備する考えはないか。③仮設住宅用地の

市民ネットワーク道端園枝

①一刻も早い戦況終結と治安回復を望む。佐倉市では平和行政の基本に関する条例を制定し、戦争のない世界を願う市民の総意を表明している。この条例に沿って対応していく。無防備自治体宣言については、紛争当事国に対して宣言するものであり、現在の日本には紛争当事国は存在しないと理解している。



②性同一性障がいの方には配慮し、役所内の申請書等の性別記載を見直す必要はないか。性同一性障がい者の特例法制定後、取り組んだことは何かあるか。今後啓発はどのようにしていくか。

③市内に200種類ほどある申請書等書類の性別記載に関しては現在把握していないが、これから調査を進める。選挙管理委員会では選挙時の入場券の性別欄を削除した。啓発については職員が正しい認識を持つようになり、人権に配慮した取り組みをさらに進める。

④酒々井町との合併について①合併特例債の適用期限である平成十七年三月末を目標に合併ありきの姿勢で協議を進めているが何故急ぐのか。②合併特例債は借金となり、既に合併した市の例では「地方交付税等の削減策により事業が計画通りにできない」として必ずしも利点ではない事を示しているがどう捉えるか。③佐倉市も不交付団体となることをご想像されるが合併後の予測をどう捉えるか。

⑤「三位一体の改革」の市民への影響について「三位一体の改革」では、地方への財源の削減と市民への負担増がもたらされておられ、定率減税の廃止や消費税の増税も取りざたされている。市民への影響について何う。市国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」の全体像は、国税である所得税の減税と、地方税である個人住民税の増税という形で税源移譲を行うことになっている。また、生活保護、児童扶養手当の削減は平成17年の秋までに結論を得て平成18年度から実施することになっている。

⑥合併協議への市民の意向の反映は如何に①佐倉市・酒々井町合併協議会に住民の意識をどのように反映したのか。②自治意識の高まりや市民の意識の変化の認識を問う。

⑦地方の時代における国・県との関係について①国・県との関係は指導、支援を受ける上部団体からそれぞれ専門性を持つパートナーシップという関係に変化してきている。市、県、国でできることは異なるためさらに積極的に県、国の情報を集め佐倉市の活性化のために必要だと思ふものには市民を巻き込んだ誘致活動をする必要はないか。②今後の対応方針は。③佐倉市のあるべき方向として最近では陳情活動等は行われていないが、印旛沼の治水事業が凍結されている状況に対しては、これを解除し国でも取り組むよう要望活動は今後も必要であろうと考える。

新社会党

①合併特例債があるから合併をするというものではなく、合併を進める場合のメリットとして使える時には十分な議論を踏まえて行っていくべき。②特例債の活用は一つのメリットだが不交付団体になる事により元利償還金に対する交付税措置が受けられなくなるという大きな計画が狂ってくるという危機感がある。③制度改革や景気の回復等があった場合には一、二年のうちに不交付団体

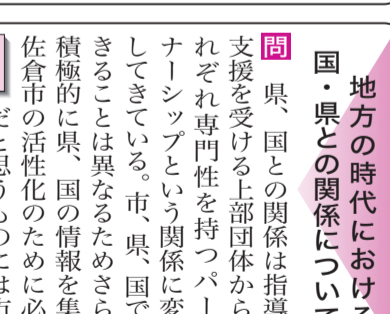
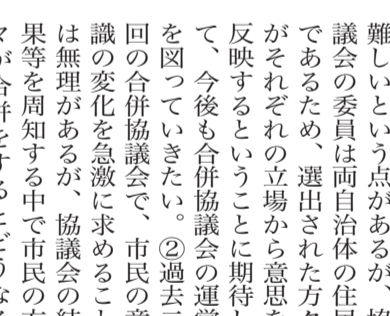
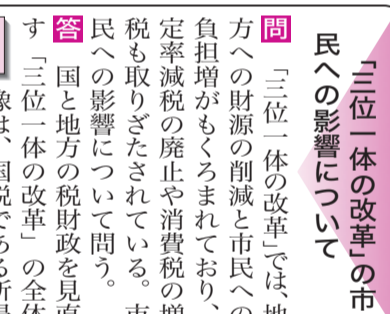
④酒々井町との合併について①合併特例債の適用期限である平成十七年三月末を目標に合併ありきの姿勢で協議を進めているが何故急ぐのか。②合併特例債は借金となり、既に合併した市の例では「地方交付税等の削減策により事業が計画通りにできない」として必ずしも利点ではない事を示しているがどう捉えるか。③佐倉市も不交付団体となることをご想像されるが合併後の予測をどう捉えるか。

⑤「三位一体の改革」の市民への影響について「三位一体の改革」では、地方への財源の削減と市民への負担増がもたらされておられ、定率減税の廃止や消費税の増税も取りざたされている。市民への影響について何う。市国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」の全体像は、国税である所得税の減税と、地方税である個人住民税の増税という形で税源移譲を行うことになっている。また、生活保護、児童扶養手当の削減は平成17年の秋までに結論を得て平成18年度から実施することになっている。

⑥合併協議への市民の意向の反映は如何に①佐倉市・酒々井町合併協議会に住民の意識をどのように反映したのか。②自治意識の高まりや市民の意識の変化の認識を問う。

⑦地方の時代における国・県との関係について①国・県との関係は指導、支援を受ける上部団体からそれぞれ専門性を持つパートナーシップという関係に変化してきている。市、県、国でできることは異なるためさらに積極的に県、国の情報を集め佐倉市の活性化のために必要だと思ふものには市民を巻き込んだ誘致活動をする必要はないか。②今後の対応方針は。③佐倉市のあるべき方向として最近では陳情活動等は行われていないが、印旛沼の治水事業が凍結されている状況に対しては、これを解除し国でも取り組むよう要望活動は今後も必要であろうと考える。

⑧大規模災害対策について①長期にわたる避難生活を想定した災害対策について。②寝袋等のアウトドア用品を防災備蓄として整備する考えはないか。③仮設住宅用地の



個人質問

20億円の振興協会損失補償 藤崎良次

①市が振興協会(公共用地先行取得財団)へ20億円の損失補償をする事は、不良資産の責任を全て市民に押し付ける事になる。昨日、市長は銀行と話し合うと答弁した。議案を取り下げ銀行と交渉すべきだ。②職員への調整手当(現行10%)の削減と退職時特別昇給の廃止時期は?

①振興協会の責任は原則的に理事長、役員にある。しかし、最終判断をすべき時期ではない。議案の取り下げは考えてないが、どうするかは議員と相談をさせていただきたい。②退職時特別昇給は平成17年1月から廃止する。調整手当は現在、職員組合と交渉中であり何%かは言えない。酒々井町との合併に

市民ネットワーク 工藤啓子

酒々井町との合併にあたり佐倉市の市債や、今後予定される支出等を明らかにする必要がある。三位一体の改革

で佐倉市が不交付団体になる可能性がある。交付税措置を見込んでの「特別債」は、金額、市の借金として、市民の負担となる危険がある。408名の市民の署名と共に提出された「住民投票を求める請願」をどう受けとめるのか。

①16年度以降の元利償還予定額は約22億円。一部事務組合分約80億円となっている。住民投票は直接請求があれば判断するが、現時点で佐倉市で行う必要はないと考える。I-32号線部分開通に伴い住宅街の中を通る道路の安全確保について

公明党 森野正

部分開通によって染井野の中を南北に通る生活道路は、抜け道として利用する通過車の増加が見込まれる。今後、全面開通となっても、そこに暮らす住民にとっては日常生活道路であり通学路であって、利便性より安全性を優先すべきである。安全確保に対する市の対応を伺う。

通過交通が流入することから予想される道路については、カーブミラーの設置や減速のためのカラー舗装表示、さらに周辺の方に同意いただければハンパの設置などを考えるがいかか。また高齢者移

送サービスはどうなっているか。医療費助成については、市独自基準での実施は厳しいものと考え。延長保育については、保護者の就業形態や保育需要を見極め検討したい。NPO法人等が移送サービスを実施する場合に必要な運営協議会の設置に向け事務を進めている。ESCO(エスコ)事業の導入について

公明党 岡村芳樹

行政効率化への取り組みとして、ESCO事業がある。この手法は、省エネルギー改修にかかる全ての費用を光熱水費の削減分で賄うことを基本とし、実施により自治体が損失を被ることがないよう事業採算性が重視され、新たな財政支出を必要としないものである。佐倉市も検討してはどうか?

自治体が行う場合、新たな投資を必要とせず、省エネルギー推進・温室効果ガス削減等のメリットがある。何となく、子どもの医療費助成とともに、子どもの医療費助成に年齢の引き上げや、市民のニーズに合う延長保育、病後時保育、託児機能を備えた保育制度等を実施すべきと考えるがいかか。また高齢者移

転入・定住促進について さくら会 小林右治

高齢者世帯とその子世帯の同居促進支援を推進するとともに、子どもの医療費助成に年齢の引き上げや、市民のニーズに合う延長保育、病後時保育、託児機能を備えた保育制度等を実施すべきと考えるがいかか。また高齢者移

転入・定住促進について さくら会 小林右治

高齢者世帯とその子世帯の同居促進支援を推進するとともに、子どもの医療費助成に年齢の引き上げや、市民のニーズに合う延長保育、病後時保育、託児機能を備えた保育制度等を実施すべきと考えるがいかか。また高齢者移

転入・定住促進について さくら会 小林右治

高齢者世帯とその子世帯の同居促進支援を推進するとともに、子どもの医療費助成に年齢の引き上げや、市民のニーズに合う延長保育、病後時保育、託児機能を備えた保育制度等を実施すべきと考えるがいかか。また高齢者移

11月19日に国の文化審議会から文部科学大臣に国指定史跡への答申があった。佐倉市の貴重な財産である、この遺跡の整備方針と、周知・普及についての考え方を伺う。

井野長割遺跡は自然が豊かで、教育環境としても都市の憩いの場としても優れていることに留意し、国の補助を得て公有化を図るとともに整備方針を検討していく。指定後はパンフレットの作成や看板の設置等、また学校教育や生涯学習の場において市民が身近に感じられるようなPRを図っていきたい。また外国語でのパンフレット作成、配布も検討している。

男女平等参画社会づくりにおける市の取り組みについて

①佐倉市男女平等参画推進条例を実効性のあるものとするため、庁内の体制づくりを進めて欲しいがどうか。②女性農業者の適正評価や経済基盤確立のための家族経営協定の普及や女性参画は進んでいるか。③幼稚園や学校で男女混合名簿の導入は進んだか。

関係部署等からなる推進会議の設置を検討している

①学校選択制導入に向け

倉田彰夫

①学校選択制導入に向け

倉田彰夫

①学校選択制導入に向け

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

高年齢者の健康維持のため、地域参加型機能訓練事業を市内各地域で行っている。各保健センターでは運動に関する相談や手軽な体操等の指導

一般質問通告要旨

代表質問

※は持ち時間2時間、()は会派名

Table with 2 columns: Name and Party, and 2 columns: Questions. Includes representatives like 押尾 豊幸 (さくら会), 長谷川 稔 (公明党), etc.

個人質問

Table with 2 columns: Name and Party, and 2 columns: Questions. Includes representatives like 藤崎 良次, 工藤 啓子, etc.

◎上記の通告内容は、佐倉市議会会議規則第60条に基づき質問者から議長に文書で通告のあった内容を基に、大項目のみ掲載しています。

解説

ESCO(エスコ)事業

ESCO(エスコ)事業とは、ビルや工場などの施設の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する事業である。ESCO事業は、米国において省エネルギー事業を牽引する新たな民間ビジネスとして発展してきており、我が国でも、省エネルギー実現のための有効な手段として普及が期待されている。

12月定例会の議案と議決結果

◎は全員賛成、○は賛成多数、△は賛成少数、×は賛成なし

市長提出議案 ※丸数字は議案番号	本会議の議決結果	
① 専決処分の承認を求めることについて 栄町地先の市道に設置された緑石への自転車衝突事故に係る損害賠償請求事件に対し、千葉地方裁判所の判決を不服として、控訴を提起したことについて承認を求めるもの。	承認	○
② 平成16年度佐倉市一般会計補正予算 歳入歳出それぞれ4億6,155万8,000円の追加補正を行うもので、予算総額は450億4,304万8,000円。歳出については、増額の主なものとして、災害対応等による人件費、生活保護費等給付費、勝田台・長熊線基金への積立金などによるもの。減額の主なものとして、寺崎土地区画整理雨水排水実施設計委託料や各事業の執行残などによるもの。債務負担行為補正については、財団法人佐倉市振興協会に対する損失補償など4件の追加。 『財団法人佐倉市振興協会に対する損失補償』の期間を「平成16年度～財団法人佐倉市振興協会精算日まで」から「平成16年度～平成17年度」に修正し可決。	修正可決	○
③ 平成16年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算 保険給付費の増及び老人保健拠出金の減など6億2,158万7,000円の追加補正。	原案可決	◎
④ 平成16年度佐倉市下水道事業特別会計補正予算 消費税納付額の増など1,323万9,000円の追加補正。	原案可決	◎
⑤ 平成16年度佐倉市老人保健特別会計補正予算 医療給付費の増など7億6,976万2,000円の追加補正。	原案可決	◎
⑥ 平成16年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算 人件費の増で120万6,000円の追加補正。	原案可決	◎
⑦ 平成16年度佐倉市介護保険特別会計補正予算 居宅介護サービス等給付費など4億7,905万3,000円の追加補正。	原案可決	◎
⑧ 佐倉市手数料条例の一部を改正する条例制定について 租税特別措置法の改正に伴い、優良住宅新築認定申請手数料及び優良宅地造成認定申請手数料に係る規定の整備を行うもの。	原案可決	◎
⑨ 佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 松ヶ丘青年館を廃止することに伴い、条例を改正するもの。	原案可決	◎
⑩ 佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について ユーカリが丘六丁目地区に地区計画が導入されたことに伴い、同地区内に係る規定を追加しようとするもの。	原案可決	◎
⑪ 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について 都市公園法の改正に伴い、条文の整備を行うとともに、所有者等が不明な工作物等を除去した場合の保管等の取扱いを定めようとするもの。	原案可決	◎
⑫ 佐倉市道路線の認定について 鍋木仲田町地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	◎
⑬ 佐倉市道路線の認定について 上志津地先の12路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	◎
⑭ 佐倉市道路線の廃止について 佐倉市道路線上志津地先の1路線を廃止するもの。	原案可決	◎
⑮ 佐倉市道路線の変更について 佐倉市道路線上志津地先の3路線を変更するもの。	原案可決	◎
⑯ 佐倉市道路線の認定について 江原台二丁目地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	◎
⑰ 佐倉市道路線の認定について 六崎地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	◎
⑱ 佐倉市道路線の認定について 六崎地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決	◎
⑲ 佐倉市道路線の変更について 佐倉市道路線上座地先からユーカリが丘三丁目地先までの1路線を変更するもの。	原案可決	◎
⑳ 佐倉市道路線の変更について 佐倉市道路線井野地先の1路線を変更するもの。	原案可決	◎
㉑ 土地取得について 岩富6-263号線用地取得事業の土地として、岩富字榎ノ木等の土地8,043.37平方メートルを、6,515万1,297円で、財団法人佐倉市振興協会から取得するもの。	原案可決	○
㉒ 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について 議案第22号から議案第26号までは、平成17年2月11日施行の鴨川市と天津小湊町の合併及び平成17年3月28日施行の柏市と沼南町の合併に伴うもの。	原案可決	◎
㉓ 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決	◎
㉔ 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について	原案可決	◎
㉕ 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	原案可決	◎
㉖ 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	原案可決	◎
㉗ 教育委員会委員の任命について 饗庭紀子(あいばのりこ)氏を任命するもの	同意	◎
㉘ 平成16年度佐倉市一般会計補正予算 六崎II-15号線災害復旧工事につき、国庫補助採択に係る国の災害査定が予定時期より遅れ、年度内の事業竣工が困難となったため、2,000万円を繰越明許費として設定するもの。	原案可決	◎

請願・陳情 ※丸数字は請願番号、白抜き数字は陳情番号	議決結果	
⑦ 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書提出についての請願	継続審査	○
⑧ 酒々井町との合併について佐倉市民による住民投票の実施を求める請願	継続審査	○
㉑ 真野台谷津隣接地区の地盤劣化復旧に関する陳情	不採択	×
㉒ 中央防災会議に浜岡原発震災専門調査会の設置を求める意見書に関する陳情(継続審査中)	不採択	△
議員発議 ※丸数字は発議案番号		
① 佐倉市住民投票条例	否決	△
② 北方領土早期返還の実現を求める意見書	原案可決	○
③ 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書	原案可決	○
④ 地方交付税の財源保障機能の縮小反対と総額確保を求める意見書	否決	△
⑤ 米価格の暴落をくい止める対策を求める意見書	否決	△
⑥ 「中央即応集団」設置に反対し、自衛隊の海外派遣を「本来任務」に格上げして千葉県を海外派遣基地とする政府の方針の抜本的見直しを求める意見書	否決	△
⑦ 自衛隊のイラク派遣期限延長を認めずイラクからの速やかな自衛隊の撤退を求める意見書	否決	△
⑧ 財団法人 佐倉市振興協会に対する損失補償に関する決議	原案可決	○
動議 ※市長提出議案第2号に対する修正動議		
「平成16年度佐倉市一般会計補正予算」に対する修正動議 現在、佐倉市振興協会に対し6億円を限度とする損失補償(債務負担行為)が設定されているが、市長提案の補正予算中、20億円への積み増しは認めないとするもの。	否決	△

2月定例会の予定

議会を傍聴してみませんか

- ◆初日 2月21日(月) 午後1時から
 - ◆一般質問 2月28日(月)～3月3日(木) 午前10時から
 - ◆予算委員会 3月4日(金)、7日(月)～9日(水)
 - ◆常任委員会 3月10日(木)、11日(金)、14日(月)、15日(火)
 - ◆最終日 3月17日(木) 午後1時から
- ☆日程は変更になることもありますので、事前にお問い合わせください。 議会事務局 484-6279

お茶の間でもご覧になれます

CABLENET296の5チャンネルでは、本会議の様子を翌日に放送します。

放送予定

- ◆初日 2月22日(火) 午後5時30分から7時
- ◆一般質問 3月1日(火)～4日(金) 午後5時30分から10時
※番組の始めに各議員の放送時間帯をお知らせいたします。
- ◆最終日 3月18日(金) 午後5時30分から7時



佐倉市議会のホームページもご覧ください



佐倉市のホームページからどうぞ!
<http://www.city.sakura.chiba.jp>

市議会 をクリックしてください。

インターネットで会議録検索

3月1日より、市議会の会議録をインターネット上で検索・閲覧することができます。
平成元年以降の市議会の本会議会議録の内容が検索できます。

- ①市のホームページから「市議会」を選択
- ②市議会ページから「会議録検索」を選択



議会百景

昨年12月5日には西志津で電線が切れ停電し、信号機も止まりました。私の郷里の長野でも特産のりんごが傷つき、出荷できずに山積みされ、こんなことは初めて。4割の減収と農家は肩を落としていました。異常気象が通常となりつつあります。化石燃料の消費を減らさないと大変な事態となります。心配です。

(議会報編集委員 兒玉正直)

12月議会で480名の署名と共に「住民投票を求める請願」が提出されましたが、残念ながら可決されませんでした。合併協議会では全国でも異例のスピードで会議を進めています。「なぜ、なんのために合併なのか」、「この合併が市民や町民にとってメリットとなるのか」時間をかけて議論をし、最終的には市民の意志を反映することが地方自治のあるべき姿だと思います。

(議会報編集委員 工藤啓子)